

量子科学技術研究開発機構 任期制常勤職員（研究職／研究員）募集要項
－放射線医学総合研究所－

募集者名称：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- 1 採用予定人員
任期制常勤職員（研究職／研究員） 1名
- 2 業務内容
(1) 次世代重粒子線治療装置（量子メス）に関する医療用加速器技術の研究
(2) 重粒子線治療装置 HIMAC の維持管理ならびに重粒子線治療の QA/QC 業務
- 3 配属先（予定）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所加速器工学部
- 4 勤務地（予定）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所
（住所：千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1）
- 5 応募資格
(1) 加速器の研究開発、若しくは加速器から得られるビームを利用した研究開発に従事した経験を有すること。
(2) 医療系又は理工系の博士号取得者であること。
- 6 勤務条件
(1) 報酬 : 年俸制、当機構の規程に基づき決定
(2) 手当等 : 通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当 等
(3) 勤務時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00
ただし、以下の変形労働制等もあり(勤務地、職種によって異なる)
シフト勤務、フレックスタイム制、裁量労働制
(裁量労働制を選択した場合には8時間15分勤務したものとみなす。)
(4) 休日・休暇 : 週休2日制(土、日)、祝日、年末年始休暇、年次有給休暇、特別休暇、等。
(5) 各種保険 : 健康保険、厚生年金保険、科学技術企業年金基金、雇用保険、労災保険
- 7 提出書類
(1) 履歴書（当機構指定様式を使用したもの）（ [PDF](#) , [WORD](#) ）
(2) 業績リスト（原著、総説、学会発表別。最新のものから順に記入）
(3) 主要業績概要（A4版2枚以内）
(4) 今後の研究の抱負（A4版2枚以内）
(5) 主要論文別刷5編以内
(6) 学位記（写）
※A4片面印刷としてください。
※書類は折らないでください。
※応募書類に不備がある場合受理しないことがあります。
- 8 書類提出締切日
2019年1月31日（必着）
- 9 書類提出先
〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所 管理部庶務課
（封筒に「**任期制常勤職員応募書類（研究職(研究員・医療用加速器)／加速器工学部)**」

と朱書してください。)

1 0 書類審査

提出された応募書類について審査の上、採用試験受験者を決定します。書類審査の結果及び採用試験の詳細については、応募書類に記載の e-mail 又は住所あて文書で通知します。応募書類は返却致しませんのでご了承下さい。

1 1 採用試験

- (1) 業績審査 (パワーポイント等を使用した口頭発表及び質疑応答)
- (2) 面接審査

1 2 採用試験日

2019年2月

※採用試験日は予定であり、変更する場合があります。後日対象者に通知します。

1 3 採用試験会場

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所

※試験会場は予定であり、変更する場合があります。後日対象者に通知します。

1 4 試験結果

採用試験終了後、速やかに文書により通知します。

1 5 契約期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(次年度への雇用期間更新は、業務の必要性及び職務遂行能力、職務遂行態度、服務状況の評価の他、予算・経費の状況等に基づいて判断する。ただし雇用期間の限度は当初採用日から5年に達する日までとする。)

1 6 旅費について

当該応募に係る旅費は支給いたしません。

1 7 問合せ先

- (1) 応募に関する問合せ先

〒263-8555

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所 管理部庶務課 腰川

Tel: 043-206-3004 E-mail: nirs_jinji=qst.go.jp

(「=」を「@」に置き換えてください)

- (2) 業務内容に関する問合せ先

〒263-8555

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所 加速器工学部 白井 敏之

Tel: 043-206-4028 E-mail: shirai.toshiyuki=qst.go.jp

(「=」を「@」に置き換えてください)

1 8 留意事項

日本国籍を有していない場合は、採用予定日までに日本国内における当機構で就労するために必要な在留資格を取得してください。

1 9 個人情報の取扱い

提出いただいた個人情報は採用選考のために利用します。採用が決定した方の個人情報については、引き続き採用後の雇用管理のために利用します。なお、不採用となった方の個人情報については、採用選考終了後速やかに破棄します。

20 その他

本募集で採用された職員は、研究開発力強化法第15条の2第1項第1号の規定に該当し、労働契約法第18条の特例対象となります。